

6月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年6月25日（木） 午後2時00分～午後2時08分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳
委員 西川 倫予 山下 恵子 穴水 正哲
事務局 教育次長 (藤井公和) 教育総務課長 (石田千博)
学校教育課長 (石田 隆) スポーツ・生涯学習課長 (佐原 敬)
図書館長 (山中裕美) 教育総務課長代理(外山典靖)
教育総務課総務係長 (和久田英利)
- 5 報 告 第17号 湖西市社会教育委員の委嘱について
第18号 湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について
第19号 湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
第20号 湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について

午後2時00分開会

(松山教育長) 出席は4名、定足数に達しているので、令和8年6月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 5月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第18号「令和8年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」、6月12日開催の湖西市議会6月定例会において一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳出391万4千円の増額が要求どおり可決されたので報告する。

(松山教育長) それでは審議に入る。

報告第17号「湖西市社会教育委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第17号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び湖西市社会教育委員条例（昭和30年湖西市条例第27号）第2条の規定により、下記の者を湖西市社会教育委員に委嘱したので報告する。令和8年6月25日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

委嘱した委員は名簿のとおり9人で、任期は令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間。社会教育委員会については、年3回の会議を開催し、社会教育に関する事項について報告するなかで、ご意見、ご助言をもらっている。

また、2年任期の最終年度には、社会教育委員会として、生涯学習推進に向けた意見をまとめてもらい、提言書というかたちで教育委員会に提出している。名簿右側に※印のついている6人が新任委員で、他3人の委員は再任となる。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第18号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第18号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年問題協議会条例（昭和37年湖西市条例第17号）第3条の規定により、下記の者を湖西市青少年問題協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年6月25日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

湖西市青少年問題協議会は、湖西市青少年問題協議会条例に基づき、市長を会長とし、委員25人以内で組織されており、委員は市議会の議員、関係行政機関職員、学識経験者等で構成され、青少年に関する施策や現状に関して、情報共有や意見交換を行っている。

今回委嘱又は任命した委員は7人で、各所属からのご推薦と一部所属での委員改選による役職者の変更であり、任期は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間で、前任者の残任期間となる。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第19号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第19号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第5条及び第6条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年6月25日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

湖西市青少年育成センター運営協議会は、湖西市青少年育成センター設置要綱に基づき、教育長を会長とし、委員15人以内で組織されており、委員は関係機関職員、学識経験者等で構成され、青少年に関する相談や補導活動の推進を通し、青少年の健全育成を図ることを目的としている。

今回委嘱又は任命した委員は4人で、先程報告した青少年問題協議会委員も兼ねており、任期は令和8年6月1日から令和9年5月31日までの前任者の残任期間である。なお本年度は役職者の変更に伴うものである。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 続いて、報告第20号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

(図書館長) 報告第20号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第13号）第14条の規定により、下記の者を湖西市立図書館運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和8年6月25日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

湖西市立図書館条例では、図書館に図書館運営協議会を置くことと規定しており、委員の任期は2年で、昨年令和7年6月1日付けで8名の委員に委嘱又は任命した。そのうち3名については異動等により令和8年5月31日をもって辞任することになったため、今回3名の補欠委員に委嘱又は任命する。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間となる令和8年6月1日から令和9年5月31日までとなる。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(松山教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和8年6月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時8分終了